

入院時の食事に関するお知らせ

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

なお、2025年4月より負担額が以下の通り変更となりました。

	負担区分	負担額（1食ごと）	
		変更前	変更後
①	一般の方	490円	510円
②	市町村民税非課税の世帯に属する方	230円	240円
③	②において過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	180円	190円
④	②のうち、所得が一定水準に満たない70歳以上の方など	110円	110円

※②及び③、④に該当する方は、加入されている医療保険の保険者（市町村や健康保険組合）の発行する減額認定証をご提示していただく必要があります。手続きをされている方は、被保険者証に添えて窓口にご提示ください。

院長